



鎌 運 審 第 9 号
令和7年(2025年)10月28日

鎌倉市長 松尾 崇 様

鎌倉市下水道事業運営審議会
会長 堀江 信之

下水道使用料の改定について(答申)

令和6年(2024年)7月18日付け鎌下経第766号で鎌倉市長から諮問のあった標記の件について、当審議会において慎重に審議を重ねた結果、次のとおり答申します。

1 答申

(1) 背景

令和6年(2024年)1月1日に発生した能登半島地震は、下水道が私たちの日々の暮らしになくてはならない施設であり、災害時も止まることがないように備えが欠かせないことを思い起こさせました。また、令和7年(2025年)1月28日に埼玉県八潮市で発生した流域下水道管の破損に起因すると考えられる道路陥没事故では、犠牲となった方の捜索に3か月を要し、約120万人に対する下水道の使用制限や河川への汚水緊急放流等、県民生活も大きな影響を受け、下水道の老朽化対策が待ったなしであることを突き付けました。鎌倉市においても、地震・津波などに対する脆弱性を抱え、過去に約1.7万世帯の汚水を約1か月間緊急放流したこともあり、必要な投資を適切に行って増大していくリスクを軽減させることが、安全・快適な市民生活を守る上で不可欠です。

市民生活を支える様々なインフラの中でも、下水道は昭和30年代から現在に至るまで、施設建設のために約1,800億円を投資してきた市民資産です。これは、物価を換算せずに積み上げた金額であり、非常に多くの資金を投じてきました。下水道事業は、皆さんのお宅一軒一軒から集めた大量の汚水を、感染症や水質汚濁が起きないように十分浄化して川に返すために、長大な管路と多様な設備機器等を擁しています。また、それらを毎日適切に運営・改築更新し続けるために、様々な技術と経験、多額の資金を要します。

鎌倉市では、使用料の減収が見込まれる中、必要な施設の改築更新に向け、令和3年(2021年)3月に鎌倉市公共下水道経営戦略(以下「経営戦略2021」という。)として10年間に可能と考えられる投資計画と財政計画を作成し、計画期間内に3回実施予定である使用料改定の1回目の改定を、令和5年度(2023年度)に行いました。また、下水道管路施設等包括的民間委託の開始などで、汚水管の点検・調査や施設情報の管理・台帳の電子化等を進めるとともに、高圧電力で受電する処理場・ポンプ場など下水道施設7施設については再生可能エネルギー100%由来の電力を購入する等、環境配慮にも取り組んできました。今後も、ウォーターPPPの導

入による担い手不足への対応を含め、下水道施設の維持管理・改築更新体制の確保に努める必要があります。一方で、事業計画体制の構築の遅れや改築計画の条件変化に、急激な物価高騰や人手不足が重なり、下水道事業を取り巻く環境には益々厳しいものがあります。

(2) 改定の目標

2回目となる今回の使用料改定については、経営戦略 2021 において、維持管理費に加えて資本費の 50%を賄うことが望ましいとされていますが、急激な物価高騰を考慮すると、また、厳しさを増す市財政からの基準外繰入を将来なくしていくためには、大幅な値上げが必要と判明しました。このため、使用者への影響を考慮し、経営戦略 2021 の見直しも進めながら検討した結果、令和 8 年度（2026 年度）から 10 年間は、やむを得ず、令和 5 年度（2023 年度）の資本費算入率（37.3%）を維持することを最低限の目標として改定することとします。

(3) 改定案

次の点を考慮し、令和 8 年度（2026 年度）から下記料金表にすることが適切との結論に達しました（全体の平均改定率として約 20%）。

- ・ 固定的経費を基本使用料で回収する目標に向け、必要に応じて激変緩和措置を講じながら、段階的に基本使用料の割合を高めていくこと。
- ・ 一部の大口使用者に過度な負担となっている累進度を緩和し、使用者全体で下水道事業を支えること。
- ・ 基本水量に満たない使用者間の負担公平性に配慮し、基本水量制は廃止し、新設する小口の従量使用料区分については、激変緩和措置を講じること。

【新料金表（税抜き）】

区分	使用料		
一般汚水	基本使用料	従量使用料	
		1月当たりの汚水量	金額 (1㎡につき)
	1,116 円	4㎡までの分	5 円
		4㎡を超え、8㎡までの分	10 円
		8㎡を超え、15 ㎡までの分	152 円
		15 ㎡を超え、20 ㎡までの分	163 円
		20 ㎡を超え、30 ㎡までの分	176 円
		30 ㎡を超え、50 ㎡までの分	193 円
		50 ㎡を超え、100 ㎡までの分	216 円
		100 ㎡を超え、300 ㎡までの分	280 円
		300 ㎡を超え、1,000 ㎡までの分	344 円
		1,000 ㎡を超える分	411 円
公衆浴場その他市長が定める施設のし尿を含まない汚水	1㎡につき 5 円		

(4) 減免制度

減免水量は当面の間、今回の基本水量制の廃止に伴う使用者への影響が生じないよう、8 m³/月までの使用料の減免措置を継続とします。

2 付帯意見

経営戦略2021の策定以降、下水道事業を取り巻く環境は、大きく変化しています。日々朽ちていくインフラについては、包括的民間委託の開始により、管路の状況が一部分かり始めたところですが、特に管路について必要と考えられる改築更新投資の先送りが続いています。予防保全に加え、あるべき下水道の姿に改築を大きく進めるための投資計画を迅速に作成・実行可能とする体制を直ちに整備ください。事故・災害のリスク拡大に加え、インフレ時代の再来や人手不足時代の到来により、投資の遅れがさらなる経費増大を招くおそれもあります。

今回の改定にあたっては、使用者の負担感を考慮し、本来上げるべき資本費算入率を現状のままとしました。近年、急激な物価高騰や多発する道路陥没事故を背景に管路の改築更新の必要性について理解が進み、短期間で使用料改定される例も出ています。鎌倉市規模に必要とされる資本費算入率60%の達成に向け、次回改定については早期に、必要な投資計画とともに検討ください。

公衆浴場については、銭湯文化の継承や地域の社交場としての面もあることから現行の単価を据え置きますが、一般との負担の公平性の観点から、将来的な改定を検討ください。

汚水処理にかかる費用は、公費負担すべき部分を除き、汚水を排出する使用者が負担することが原則であり、使用料で賄うべきものです。しかしながら、使用料は市民生活や企業活動に直接影響を及ぼすものであることから、市民の財産である下水道の現況や課題、今後の計画等について積極的な周知・対話を行い、市の他の施策とも連携しながら、改定の必要性について使用者の理解を得られるよう努め、使用料の改定の実施にあたっては、十分な周知期間を設けてください。

<参考資料>

1 現料金表（税抜き）

区分	使用料			
一般汚水	基本使用料		従量使用料	
	1月当たりの汚水量	金額	1月当たりの汚水量	金額 (1㎡につき)
	8㎡までの分	930 円	8㎡を超え、15 ㎡までの分	127 円
			15 ㎡を超え、20 ㎡までの分	137 円
			20 ㎡を超え、30 ㎡までの分	149 円
			30 ㎡を超え、50 ㎡までの分	165 円
			50 ㎡を超え、100 ㎡までの分	186 円
			100 ㎡を超え、300 ㎡までの分	243 円
			300 ㎡を超え、1,000 ㎡までの分	302 円
			1,000 ㎡を超える分	364 円
公衆浴場その他市長が定める施設のし尿を含まない汚水		1㎡につき 5円		

2 汚水量別の支払い金額（1月当たり・税込み）（新旧）

汚水量	現行	改定後		
		使用料	引上額	引上率
0 ㎡	1,023 円	1,227 円	204 円	19.9%
4 ㎡		1,249 円	226 円	22.1%
8 ㎡		1,293 円	270 円	26.4%
10 ㎡	1,302 円	1,628 円	326 円	25.0%
15 ㎡	2,000 円	2,464 円	464 円	23.2%
20 ㎡	2,754 円	3,360 円	606 円	22.0%
25 ㎡	3,573 円	4,328 円	755 円	21.1%
30 ㎡	4,393 円	5,296 円	903 円	20.6%
35 ㎡	5,300 円	6,358 円	1,058 円	20.0%
40 ㎡	6,208 円	7,419 円	1,211 円	19.5%
50 ㎡	8,023 円	9,542 円	1,519 円	18.9%
100 ㎡	18,253 円	21,422 円	3,169 円	17.4%
400 ㎡	104,933 円	120,862 円	15,929 円	15.2%
1,000 ㎡	304,253 円	347,902 円	43,649 円	14.3%

3 審議経過

(1) 投資財政計画の再計算

経営戦略 2021 では、使用料改定を 10 年間で段階的に 3 回、3 年ごとに行うこととしており、令和 8 年度（2026 年度）の改定では資本費算入率 50%を、令和 11 年度（2029 年度）の改定では資本費算入率 60%を目標としている。

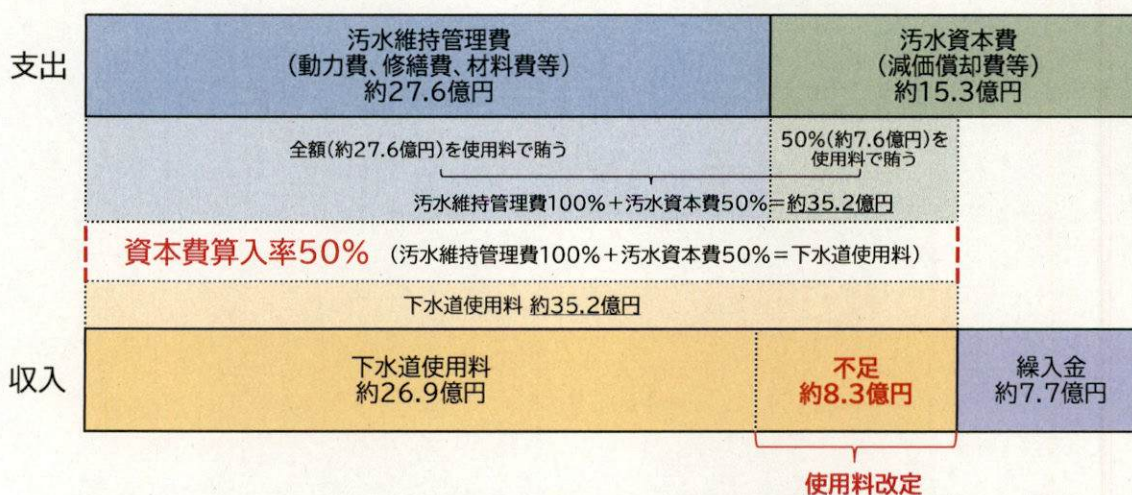
令和 8 年度（2026 年度）の改定について審議するにあたり、経営戦略 2021 の策定以降、急激な物価高騰等が下水道の維持管理にも大きく影響していることから、まず投資財政計画の再計算を行うこととした。その結果、投資財政計画 仮試算その 1 では、令和 8 年度（2026 年度）の改定率が約 30.7%と、経営戦略 2021 で想定していた約 10%と比べて大幅なものとなった。

このため、使用者への影響を考慮して追加の仮試算を行い、使用料の改定にあたっては、令和 8 年度（2026 年度）から令和 17 年度（2035 年度）までの期間において、令和 5 年度（2023 年度）決算における資本費算入率 37.3%を維持することを目標とした、投資財政計画 仮試算その 3 を採用することとした。その結果、改定率は約 20%となった。

資本費算入率：

既存の下水道施設を維持管理していくために必要な費用である「維持管理費（動力費、修繕費、材料費等）」に充当した残りの使用料が、下水道施設を整備するために必要な費用である「資本費（減価償却費等）」に、どれだけ充当されているかの割合。

資本費算入率50%のイメージ図



※仮試算その1による令和8年度～令和10年度の平均額

仮試算比較

	仮試算その1 (経営戦略 2021 に 基づく試算)	仮試算その2	仮試算その3
改定時期	令和8年度、令和 11 年度、令和 16 年度		
改定目標	各算定期間において、以下の資本費算入率を達成するよう、改定を行う。 令和 8～10 年度:50% 令和 11～15 年度:60% 令和 16～17 年度:60%	各算定期間において、以下の資本費算入率を達成するよう、改定を行う。 令和 8～10 年度:40% 令和 11～15 年度:50% 令和 16～17 年度:50%	令和8年度から令和 17 年度までの期間において、令和5年度決算における資本費算入率 37.3%を維持するよう、改定を行う。
改定率 (使用料収入の 増加見込み割合)	令和 8 年度:30.7% 令和 11 年度:24.1% 令和 16 年度:22.4%	令和 8 年度:35.0% 令和 11 年度:23.0% 令和 16 年度:20.9%	令和 8 年度:20.0% 令和 11 年度:20.1% 令和 16 年度:20.0%
モデル例 (現行使用料) 8m³/月(1,023 円) 20 m³/月(2,754 円) ※区分変更なし、全区 分一律で改定した場合	令和8年度 1,337 円(+314 円) 3,600 円(+846 円)	令和8年度 1,279 円(+256 円) 3,444 円(+690 円)	令和8年度 1,227 円(+204 円) 3,300 円(+546 円)
	令和 11 年度 1,659 円(+636 円) 4,467 円(+1,713 円)	令和 11 年度 1,573 円(+550 円) 4,237 円(+1,483 円)	令和 11 年度 1,474 円(+451 円) 3,966 円(+1,212 円)
	令和 16 年度 2,031 円(+1,008 円) 5,468 円(+2,714 円)	令和 16 年度 1,901 円(+878 円) 5,123 円(+2,369 円)	令和 16 年度 1,768 円(+745 円) 4,760 円(+2,006 円)

改定目標比較

改定時期	経営戦略 2021	経営戦略 2026(仮)	
	本来目標	目標(実績)	改定率
令和5年度 (2023 年度)	使用料単価 150 円/m³	令和5年度(2023 年度):152.9 円/m³ 令和6年度(2024 年度):155.8 円/m³	16.6%
令和8年度 (2026 年度)	資本費算入率 50%	令和8年度(令和 2026 年度)から令和 17 年度(2035 年度)までの期間において、令和5年度決算における資本費算入率 37.3%を維持する	約 20%
令和 11 年度 (2029 年度)	資本費算入率 60%		約 20%
令和 16 年度 (2034 年度)	—		約 20%

※社会情勢の変化により変更の可能性あり

(2) 基本使用料のあり方

令和3年(2021年)10月「下水道使用料の改定について(答申)」の付帯意見を受け、現在採用している基本水量制(8m³/月までの使用料について、従量使用料を賦課せず、基本使用料のみの定額とする制度)について、検討を行うこととした。

検討にあたり、基本水量を現行通りの8m³とする試算1、現行の半分の4m³とする試算2、基本水量をなくして0m³とする試算3に分けて、試算を行った。

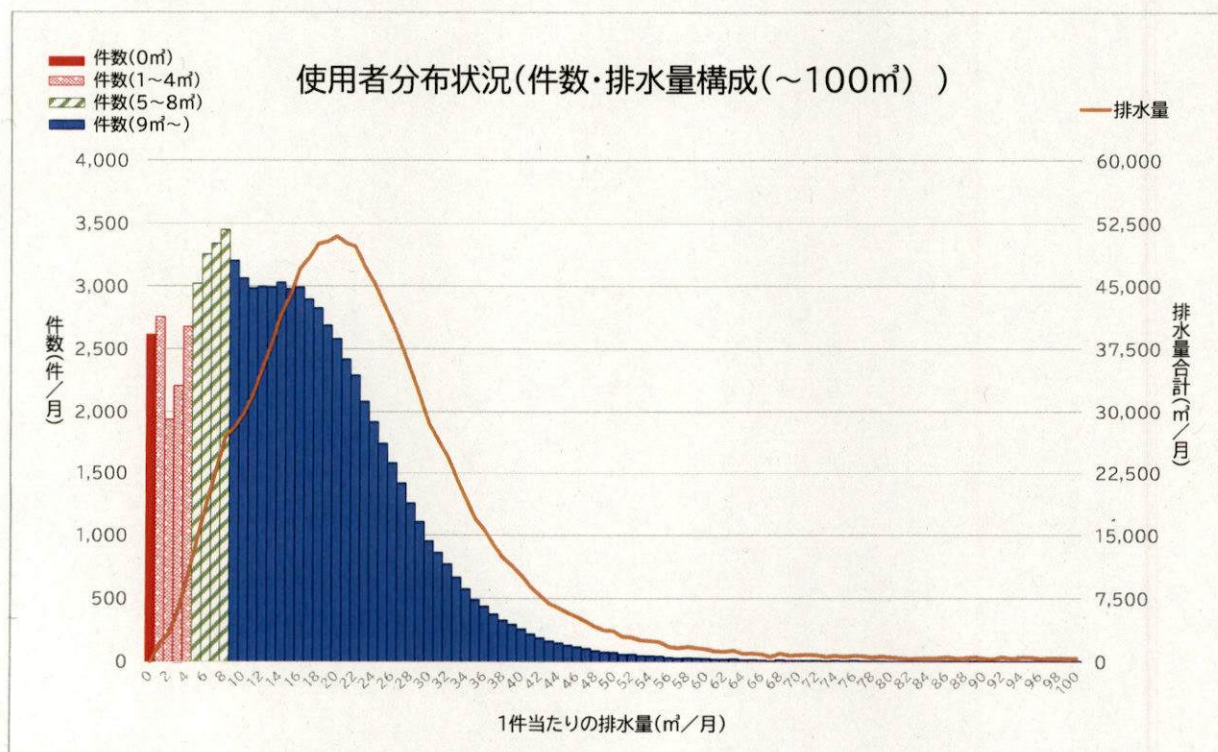
令和3年(2021年)10月「下水道使用料の改定について(答申)」抜粋

2 付帯意見

令和3年(2021年)2月2日付け鎌運審第14号で答申した「下水道事業における経営戦略の策定について」の付帯意見に加え、以下について広く市民の理解を深められたい。

- ・ 下水道事業の現況、課題、計画。
- ・ 使用料改定の必要性、経営努力。
- ・ 下水道施設は、市民生活の重要な基盤であり、市民の健全な共有資産となっている。したがって、その資産価値を損なわぬよう適切な投資を行い、下水道事業を円滑に運営することが、市民の快適な生活環境を守るうえで不可欠であること。

また、使用水量に関わらず接続に対して一律に負担する基本使用料のあり方を検討されたい。



(3) 鎌倉市の現状と方向性

使用料の体系を検討するにあたり、国が示す方向性を確認した上で、鎌倉市の現状と方向性を、次のとおり整理した。

ア 基本使用料割合の逡増、激変緩和

鎌倉市の使用料は、汚水量の有無にかかわらず賦課する「基本使用料」と、汚水量の多寡に応じて賦課する「従量使用料」を組み合わせる、「二部使用料制」を採用している。下水道事業は施設型事業であり、使用料で賄うべき経費に占める固定的経費の割合が極めて高く、国の調査（「下水道使用料に関する実態調査」令和元年10月 国土交通省）によると、89.5%が固定的経費である。一方、鎌倉市の使用料収入に占める基本使用料の割合は33.8%と、費用構造に比べて不安定な使用料体系となっている。

固定的経費は、汚水量の有無にかかわらず発生する費用であり、基本使用料で回収することが本来的には望ましいが、固定的経費の全てを基本使用料で回収しようとする、基本使用料が著しく高額となってしまう。このため、急激に基本使用料の割合を高めることによる影響が生じないように、必要に応じて激変緩和措置を講じながら、基本使用料と従量使用料のバランスを取りつつ、段階的に基本使用料の割合を高めていく必要がある。

イ 適切な累進度の設定

鎌倉市の使用料は、汚水量の増加に応じて1㎡あたりの単価が段階的に高くなる「累進使用料制」を採用している。使用者の分布状況について、平成5年度(1993年度)と令和5年度(2023年度)のデータを比較すると、小口使用者が増加している。月20㎡までの使用者が約70%を占めており、20㎡/月前後がボリュームゾーンとなっている。20㎡/月の使用料単価は125.2円/㎡だが、令和5年度(2023年度)決算における汚水処理原価は175.8円/㎡と、ボリュームゾーンの使用者が汚水処理原価に近い使用料単価を負担できていない状況である。

一部の大口使用者のみに過度な負担を強いるのではなく、使用者全体で下水道事業を支えるため、累進度を緩和する必要がある。

ウ 基本水量制の解消

鎌倉市の使用料は、基本使用料に基本水量を設ける「基本水量制」を採用しており、基本水量である8㎡/月までは従量使用料を賦課せず、基本使用料のみの定額制となっている。しかし、節水型機器の普及や世帯人数の減少などにより1件当たりの排水量は減少しており、8㎡/月までの使用者が全体の約30%を占めている。

今後も、節水型機器の普及や世帯人数の減少などにより1件当たりの排水量は減少していくと見込まれるため、基本水量に満たない使用者に不公平感を抱かせることがないように、使用者間の負担の公平性に配慮した、適切な基本水量を設定する必要がある。

下水道使用料体系としての二部使用料制の原則化等

・基本使用料割合の遡増

将来の有収水量の減少に備えるためには、基本使用料と従量使用料からなる二部使用料制を原則とした上で、基本使用料の割合を漸進的に高めていく必要がある。

・激変緩和

急激に基本使用料割合を高めることによる影響が生じないように、必要に応じ、激変緩和措置を講ずるなど、適切に対応する必要がある。

・適切な累進度の設定

一部の大口使用者のみに過度な負担を強いることは、景気動向で水量の多寡が左右され、経営の不安定化を招く。

ポリウムゾーンに分布する使用者群において、汚水処理原価に近い使用料単価を負担することが基本となるよう留意すべき。

・基本水量制の解消

基本水量制は、基本水量の範囲内の使用者間の負担の公平の観点から課題もあることから、漸進的に解消させていくことが望ましい。

※出典：国土交通省 令和2年7月 「人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会」報告書

鎌倉市の現状と方向性

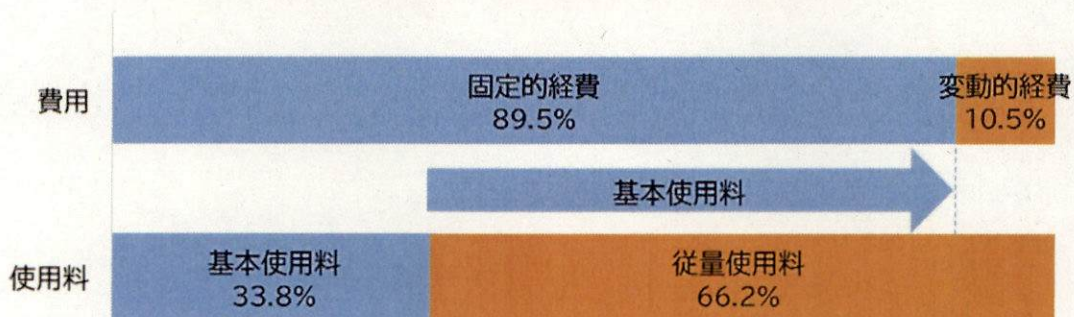
・基本使用料割合の遡増、激変緩和

・汚水処理費のうち89.5%が固定的経費(国の調査結果による割合)

・現在の基本使用料割合：33.8%

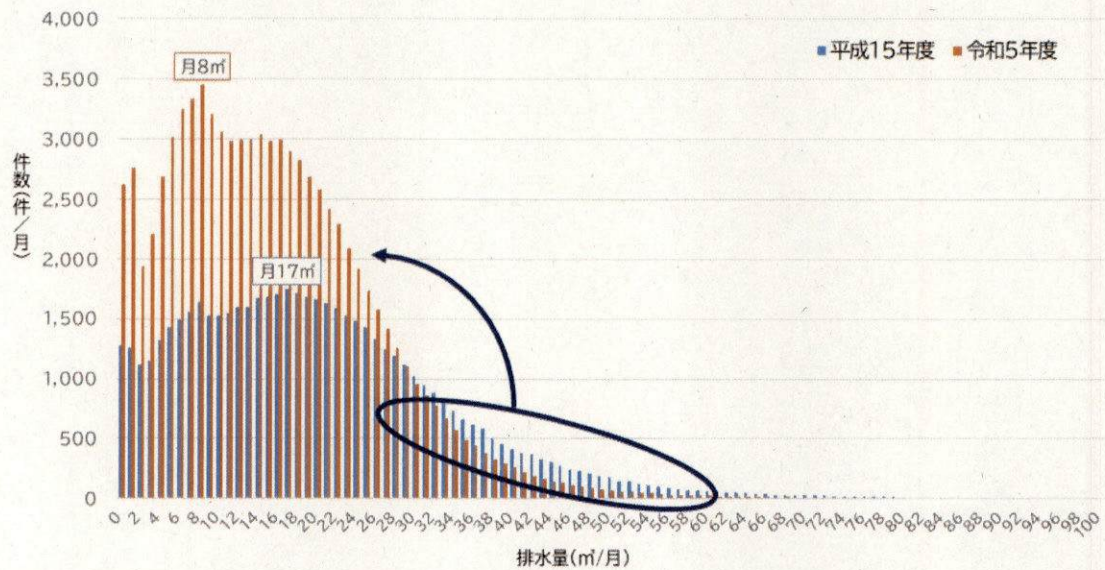
(令和5年度実績を基に、全額改定後の使用料で計算した場合)

➡影響に配慮しつつ、漸進的に基本使用料割合を高める



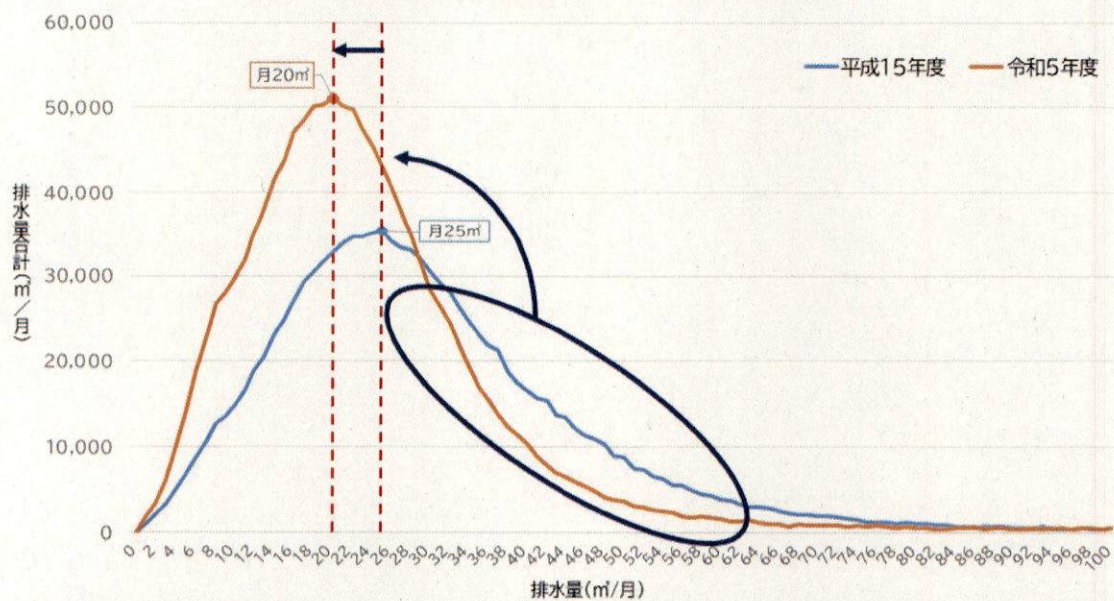
・適切な累進度の設定

使用者分布状況比較(件数構成(～100m³))



・適切な累進度の設定

使用者分布状況比較(排水量構成(～100m³))

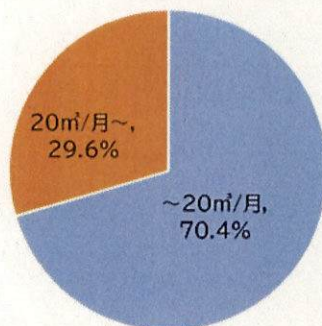


・適切な累進度の設定

- ・20m³/月までの使用者:約70%
- ・汚水処理原価:175.8円/m³(令和5年度決算)
- ・使用料単価:152.9円/m³(令和5年度決算)
- ・20m³/月の使用料:2,504円(税抜き) →125.2円/m³

→使用者全体で下水道事業を支えるため、**累進度を緩和する**

排水量別件数割合



汚水処理原価

175.8円/m³

使用料単価

152.9円/m³

20m³/月の
使用料単価

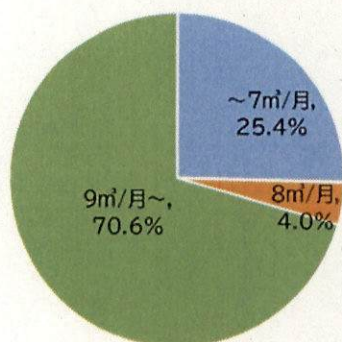
125.2円/m³

・基本水量制の解消

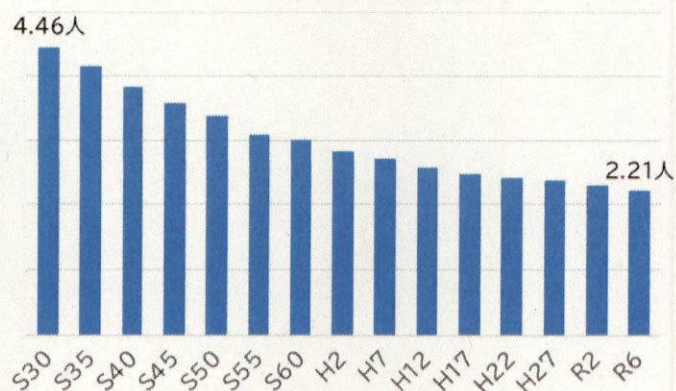
- ・基本水量未滿(0~7m³/月)の使用者:25.4%
- ・節水型機器の普及、世帯人数の減少、空き家の増加等による水量減少見込み

→使用者間の負担の公平性に配慮した、**適切な基本水量を設定する**

排水量別件数割合



1世帯当たりの人数



(4) 試算

前述の内容を踏まえ、9パターンの試算を行った。その結果、小口使用者に配慮しつつ、基本使用料による回収割合は維持し、基本水量制の廃止と累進度の緩和を行う、試算3-4が最も適当であるとの結論に至った。

改定により、基本使用料による回収割合は令和5年度（2023年度）と同程度だが、使用者の約70%を占める20 m³/月までの使用料による回収割合は増加となる見込みである。

ア 基本水量について

基本水量を現行通りの8 m³とする試算1、現行の半分の4 m³とする試算2、基本水量をなくして0 m³とする試算3に分けて試算を行った。基本水量である8 m³/月以下の使用者が全体の約30%を占めていることから、使用者間の負担の公平性の観点から、基本水量をなくすることが適当であると判断した。

イ 基本使用料の改定率について

基本使用料について、平均改定率である20%改定するパターンと、使用者に配慮して1,000円未満とするパターンで試算を行った。経営の安定化のためには、基本使用料についても、最低限平均改定率と同じ20%の改定は行うべきであると判断した。

ウ 新設する従量使用料区分について

1 m³から8 m³までを一つの単価とするパターンと、1 m³から4 m³、5 m³から8 m³に細分化し二つの単価とするパターンで試算を行った。排水量が極めて少ない使用者が一定数いる状況を踏まえ、区分を細分化すべきであると判断した。

細分化した区分の単価については、3パターンの試算を行った。経営の安定化のためには高い単価設定とすべきであるが、小口使用者の引上げ率が高くなってしまうため、区分を新設する今回の改定にあたっては激変緩和措置として低い単価設定とし、今後、段階的に改定を行っていくことが適当であると判断した。

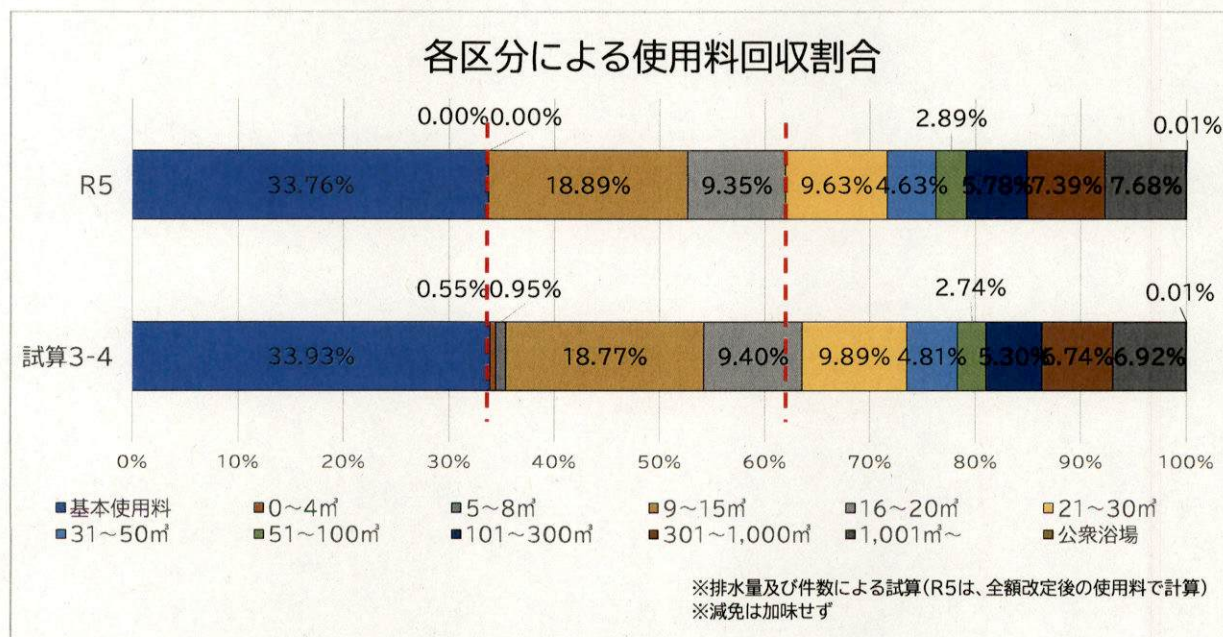
エ 累進度について

全区分一律で平均改定率である20%改定するパターンと、累進度を緩和するパターンで試算を行った。大口使用者が極めて少なく、20 m³/月までの使用者が全体の約70%を占める鎌倉市においては、令和5年度（2023年度）の改定に引き続き、累進度を緩和すべきであると判断した。

【全試算共通の前提条件】

- ・令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）までの期間において、令和5年度（2023年度）決算における資本費算入率37.3%を維持する。
- ・令和8年度（2026年度）、令和11年度（2029年度）、令和16年度（2034年度）の改定率（使用料収入の増加見込み割合）をほぼ同率（約20%）とする。

試算	基本水量	基本使用料	従量使用料		累進度
			1～4 m ³	5～8 m ³	
1	8 m ³	20%改定	20%改定	20%改定	一律 20%改定
2	4 m ³	20%改定	0円	20円	一律 20%改定
2-1		20%改定	0円	20円	累進度緩和
2-2		1,000円未満	0円	20円	累進度緩和
3	0 m ³	20%改定	20円	20円	一律 20%改定
3-1		20%改定	10円	20円	累進度緩和
3-2		1,000円未満	10円	20円	累進度緩和
3-3		20%改定	7円	15円	累進度緩和
3-4		20%改定	5円	10円	累進度緩和



4 審議会開催状況（下水道使用料の改定）

	開催年月日	内容
1	令和6年7月18日 (令和6年度第1回)	・ 諮問 ・ 令和5年度下水道使用料改定の内容
2	令和6年10月3日 (令和6年度第3回)	・ 使用料改定にあたっての論点 ・ 現在の使用料体系 ・ 資本費算入率イメージ ・ 各区分による使用料回収割合（令和2～5年度） ・ 投資財政計画 仮試算（その1） 他
3	令和7年1月16日 (令和6年度第4回)	・ 投資財政計画 仮試算比較（その1～3） ・ 投資財政計画 仮試算（その3） ・ 下水道使用料（単価）比較（試算1～3） ・ 下水道使用料体系の変遷 ・ 使用者別分布状況（件数・排水量構成） 他
4	令和7年3月27日 (令和6年度第5回)	・ 使用料改定の今後の方向性 ・ 下水道使用料（単価）比較（試算2-1～3-2） ・ 各区分による使用料回収割合（試算2-1～3-2） ・ 下水道使用料の減免制度 他
5	令和7年5月30日 (令和7年度第1回)	・ 下水道使用料（単価）比較（試算3-1～3-4） ・ 各区分による使用料回収割合（試算3-1～3-4） ・ 公衆浴場入浴料金の推移 他
6	令和7年8月6日 (令和7年度第2回)	・ 答申（素案）
7	令和7年10月3日 (令和7年度第3回)	・ 答申（案）

鎌倉市下水道事業運営審議会委員名簿

	氏 名	所属等
会 長	堀江 信之	公益社団法人 日本下水道協会
副会長	中川 直子	中央大学 理工学研究科
委 員	岩村 千恵子	鎌倉市管工事業協同組合
委 員	風間 しのぶ	東京大学大学院 新領域創成科学研究科 社会文化環境学専攻
委 員	北原 圀彦	公募委員
委 員	田中 重代	鎌倉市建設業協会 (株式会社 田中工務店)
委 員	酒井 航 令和7年3月31日まで	日本下水道事業団 事業統括部
	田中 隆一 令和7年5月21日から	日本下水道事業団 事業統括部 併任ソリューション推進部
委 員	安井 孝	東京地方税理士会鎌倉支部
委 員	小碓 聡史 令和7年3月31日まで	神奈川県企業庁 鎌倉水道営業所
	若林 広晃 令和7年5月21日から	

委員については 50 音順